

4.9 コミュニティ施設

4.9 コミュニティ施設

4.9.1 コミュニティ施設

計画地周辺地域におけるコミュニティ施設の状況等を調査し、対象事業の実施に伴う人口の増加が、計画地周辺地域のコミュニティ施設に及ぼす影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア. 調査項目

計画地周辺地域におけるコミュニティ施設の状況等を把握し、予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査を行った。

- (ア) コミュニティ施設の状況（義務教育施設、集会施設、公園等）
- (イ) 土地利用の状況
- (ウ) コミュニティ施設に係る計画等
- (エ) 関係法令等による基準等

イ. 調査地域

(ア) コミュニティ施設の状況

a. 義務教育施設

計画地の属する小学校区及び中学校区の範囲とした。

b. 集会施設

計画地の周辺地域とした。

c. 公園等

計画地の周辺地域とした。

(イ) 土地利用の状況

計画地及びその周辺地域とした。

(ウ) コミュニティ施設に係る計画等

計画地及びその周辺地域とした。

ウ. 調査方法等

(ア) コミュニティ施設の状況

a. 義務教育施設

次の既存資料を収集・整理するとともに、川崎市教育委員会に対するヒアリング調査により義務教育施設の状況を把握した。

- ・「ガイドマップかわさき 通学校区」（令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ）
- ・「教育に関する統計・調査・報告」（令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ）

b. 集会施設

次の既存資料を収集・整理することにより、計画地周辺地域における集会施設の状況を把握した。

- ・「川崎市統計書 令和6年（2024年）版」（令和7年10月閲覧 川崎市）
- ・「町内会・自治会一覧」
（令和7年10月閲覧 川崎市全町内会連合会・各区町内会連合会ホームページ）
- ・「川崎 日進町 町内会のホームページ」
（令和7年10月閲覧 日進町町内会ホームページ）
- ・「教育に関する統計・調査・報告」
（令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ）等

c. 公園等

次の既存資料を収集・整理することにより、計画地周辺地域における公園等の状況を把握した。

- ・「川崎区マップ」（令和7年3月 川崎市川崎区役所地域振興課）
- ・「さいわいガイドマップ」（令和7年10月閲覧 川崎市幸区役所地域振興課）
- ・「川崎の公園」（令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ）

(イ) 土地利用の状況

次の既存資料の収集・整理により、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握した。

- ・「神奈川県土地利用現況図」（平成31年 神奈川県県土整備局都市部都市計画課）
- ・「ガイドマップかわさき 用途地域等」
（令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ）等

(ウ) コミュニティ施設に係る計画等

川崎市のまちづくりや教育等の分野における整備計画等の情報を収集・整理し、コミュニティ施設に係る計画等の状況を把握した。

(エ) 関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

- ・「地域環境管理計画」（令和3年3月改定 川崎市）

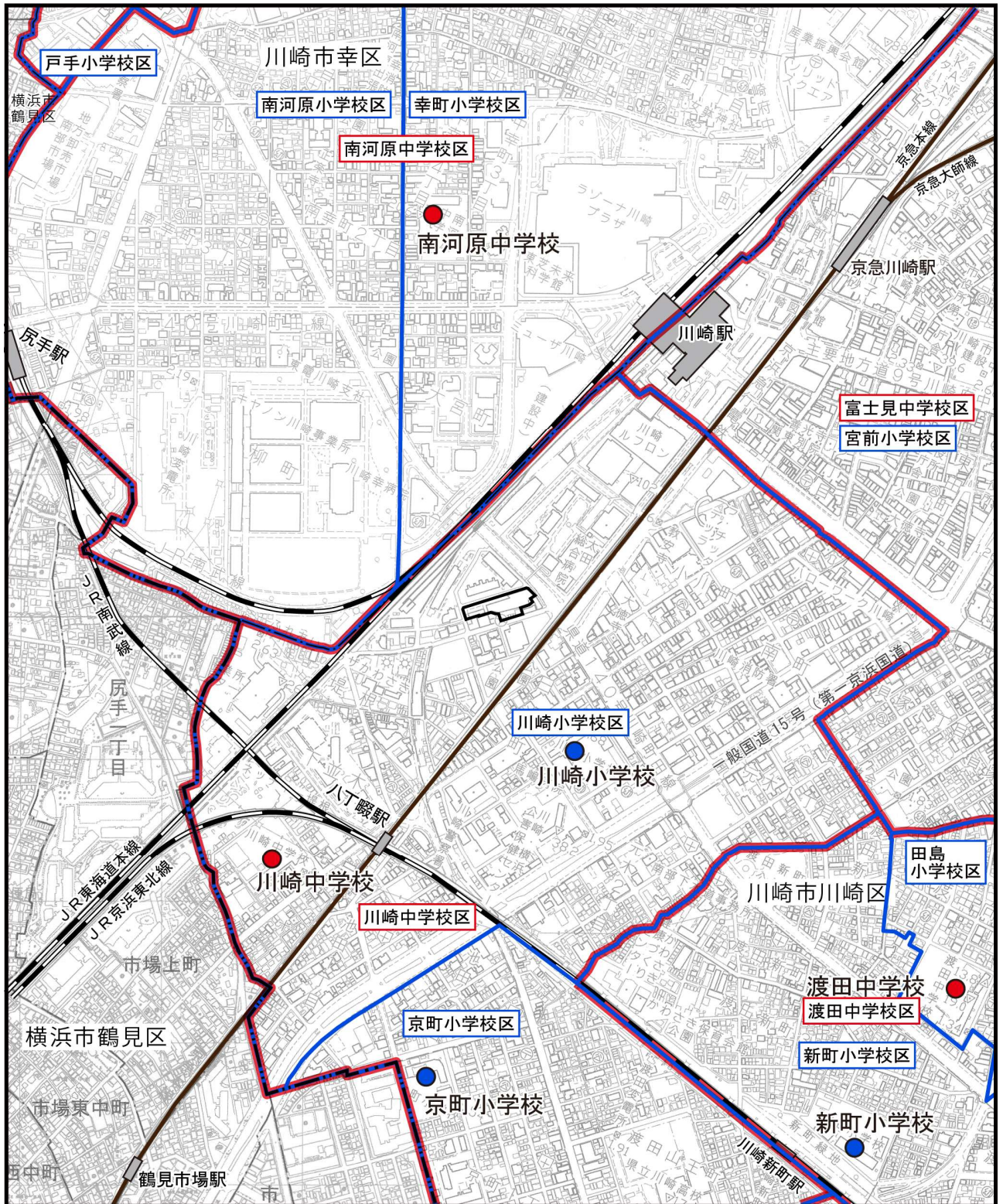
エ. 調査結果

(ア) コミュニティ施設の状況



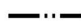






a. 義務教育施設

計画地の属する小学校及び中学校の学区の範囲は、図 4.9-1 に示すとおりである。

計画地は、川崎小学校及び川崎中学校の学区に属している。



凡例

- | | | | |
|---|------|---|------|
|  | 計画地 |  | 小学校 |
|  | 市界 |  | 中学校 |
|  | 区界 |  | 小学校区 |
|  | JR |  | 中学校区 |
|  | 京浜急行 | | |

資料：「ガイドマップかわさき」（令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ）



Scale 1:10,000



図 4.9-1 小・中学校指定範囲図

(a) 児童・生徒数、学級数、教室数の現在の状況

計画地の属する学校区となる川崎小学校及び川崎中学校における令和7年度の児童・生徒数、学級数及び教室数の状況は、表4.9-1に示すとおりである。

表4.9-1 義務教育施設の現況（令和7年5月1日現在）

項目	学年		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
	川崎小学校	児童数(人)	71 (3)	59 (8)	77 (8)	74 (8)	90 (0)	84 (6)	455 (33)
学級数(クラス)	3	2	3	3	3	3	17 (8)		
平均クラス人員(人)	23.7	29.5	25.7	24.7	30.0	28.0	26.8		
教室数	普通教室 17 室								
項目	学年		1年	2年	3年	合計			
	川崎中学校	生徒数(人)	112 (6)	138 (6)	116 (6)	366 (18)			
学級数(クラス)	3	4	4	11 (5)					
平均クラス人員(人)	37.3	34.5	29.0	33.3					
教室数	普通教室 12 室								

注1) ()は特別支援学級について外数で表示

2) 表中の値は速報値である。

3) 教室数は令和8年4月現在の数値である。

資料：「教育に関する統計・調査・報告」（令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ）

「川崎市教育委員会資料」

(b) 児童・生徒数の推移及び将来推計の状況

各学校の最近10年間（平成28年度～令和7年度）の児童・生徒数等の推移は、表4.9-2に示すとおりである。川崎小学校における児童数は、平成28年度から令和元年度まで概ね横ばいの傾向であったが、令和2年度から令和7年度にかけては減少傾向にある。

川崎中学校における生徒数は、平成28年度から令和2年度まで増加傾向であったが、令和3年度から令和7年度にかけては概ね横ばいの傾向にある。

また、各学校の将来6年間（令和8年度～令和13年度）の児童・生徒数等の推計は、表4.9-3に示すとおりである。

表4.9-2 児童・生徒数等の推移（平成28年度～令和7年度）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
川崎小学校	児童数(人)	667 (16)	651 (17)	650 (12)	663 (18)	627 (23)	600 (21)	578 (25)	554 (31)	490 (35)	455 (33)
	学級数(クラス)	20 (3)	19 (4)	19 (2)	20 (3)	19 (5)	19 (5)	19 (6)	19 (7)	18 (9)	17 (8)
川崎中学校	生徒数(人)	321 (16)	332 (10)	370 (11)	409 (11)	411 (13)	385 (9)	372 (12)	351 (15)	386 (16)	366 (18)
	学級数(クラス)	10 (3)	10 (2)	11 (2)	12 (2)	12 (2)	12 (2)	12 (3)	11 (3)	12 (3)	11 (5)

注1) ()は特別支援学級について外数で表示

2) 令和7年度の値は速報値である。

資料：「教育に関する統計・調査・報告」（令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ）

「川崎市教育委員会資料」

表 4.9-3 児童・生徒数の将来推計（令和 8 年度～令和 12 年度）

年度		R8		R9		R10	
川崎 小学校	学年	児童数 (人)	学級数 (クラス)	児童数 (人)	学級数 (クラス)	児童数 (人)	学級数 (クラス)
	1 年	64	2	73	3	64	2
	2 年	71	3	66	2	73	3
	3 年	59	2	73	3	66	2
	4 年	77	3	61	2	73	3
	5 年	74	3	78	3	61	2
	6 年	89	3	75	3	78	3
	合計	434	16	426	16	415	15
川崎 中学校	学年	生徒数 (人)	学級数 (クラス)	生徒数 (人)	学級数 (クラス)	生徒数 (人)	学級数 (クラス)
	1 年	97	3	104	3	102	3
	2 年	112	3	97	3	104	3
	3 年	138	4	112	3	97	3
	合計	347	10	313	9	303	9

年度		R11		R12	
川崎 小学校	学年	児童数 (人)	学級数 (クラス)	児童数 (人)	学級数 (クラス)
	1 年	57	2	54	2
	2 年	64	2	57	2
	3 年	73	3	64	2
	4 年	66	2	73	3
	5 年	73	3	66	2
	6 年	61	2	73	3
	合計	394	14	387	14
川崎 中学校	学年	生徒数 (人)	学級数 (クラス)	生徒数 (人)	学級数 (クラス)
	1 年	91	3	88	3
	2 年	103	3	91	3
	3 年	104	3	103	3
	合計	298	9	282	9

- 注 1) 推計値には、計画地から発生する児童生徒数は含まない。
 2) マンション等の急増要素が年度中にあることを想定しているため、数値は年度当初とは限らない。
 3) 学級数は、令和 8 年 4 月 1 日に施行された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき算出している。
 4) 推計値には、特別支援学級の児童生徒数及び学級数は含まない。
 5) 推計値は、令和 7 年 11 月時点における予測値。今後の開発動向や対象年齢人口の移動状況等により変動する可能性がある。

資料：「川崎市教育委員会資料」

b. 集会施設

計画地及びその周辺地域における町内会・自治会の区域及び集会施設の位置は図4.9-2に示すとおりである。

計画地は、日進町町内会に属している。

また、計画地周辺の集会施設には、計画地南側約250mに日進町町内会館「麦の郷」、東北東側約1.2kmに教育文化会館、北北西側約2.0kmに幸市民館がある。

(a) 集会施設の内容及び利用状況

計画地周辺の集会施設の施設内容及び利用状況は、表4.9-4に示すとおりである。教育文化会館及び幸市民館の過去5年間（令和元年度～令和5年度）の利用件数は、令和元年度を除いて概ね上昇傾向にあり、令和5年度における利用件数は、教育文化会館が8,725件、幸市民館が5,704件となっている。

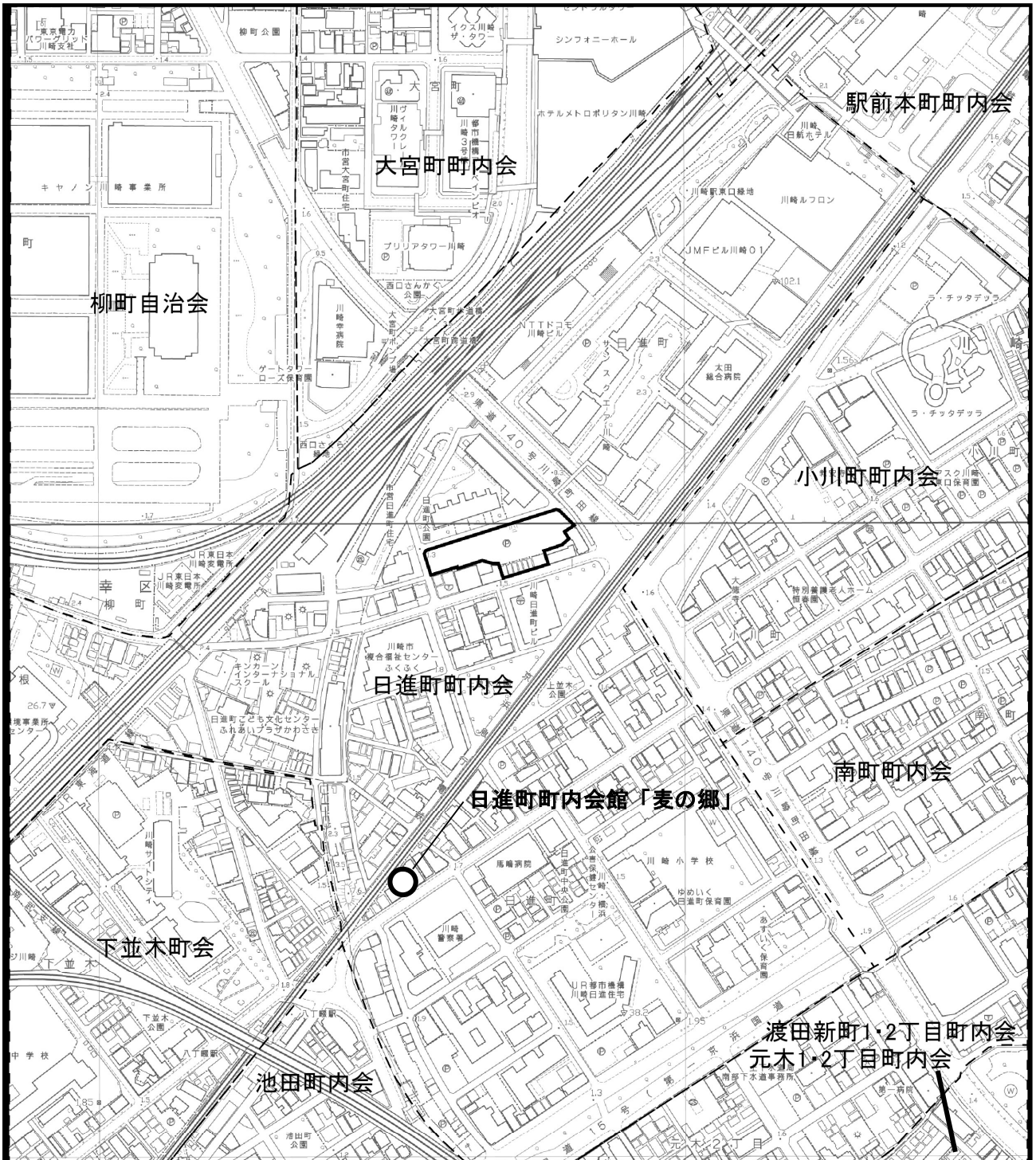
表 4.9-4 計画地周辺の集会施設の内容及び利用状況

施設名称	所在地	主な施設内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日進町町内会館「麦の郷」	川崎市川崎区日進町 11-6	コミュニティスペース	-	-	-	-	-
教育文化会館	川崎市川崎区富士見 2-1-3	会議室、教養室、イベントホール	6,695件	3,821件	5,591件	7,140件	8,725件
幸市民館	川崎市幸区戸手本町 1-11-2	ホール、大会議室、会議室、和室、実習室、料理室、視聴覚室、音楽室、体育室、児童室、市民ギャラリー	5,351件	3,123件	3,918件	5,756件	5,704件

注) 川崎日進町町内会の利用件数は、出典資料に記載されていないため「-」で示した。

資料：「川崎市統計書 令和6年（2024年）版」（川崎市）

「川崎 日進町 町内会のホームページ」（令和7年10月閲覧 日進町町内会ホームページ）



凡 例

 計画地



Scale 1:5,000

0 50 100 200m

図 4.9-2 町内会・自治会の区域

c. 公園等

計画地周辺の公園等の分布状況については、「第2章 2.1.8 (2) 公園」(p.80 参照)に示すとおりである。計画地周辺の主な公園は表4.9-5に示すとおりであり、計画地の北側に隣接して日進町公園(No.1)、南側約90mに上並木公園(No.2)、北西側約180mに西口さくら緑地(No.10)がある。

表4.9-5 計画地周辺の公園等の内容

公園種別		No.	公園名	面積
都市公園	街区	1	日進町公園	637 m ²
		2	上並木公園	3,694 m ²
		3	南町公園	352 m ²
		4	日進町中央公園	2,074 m ²
		5	下並木公園	943 m ²
		6	池田町公園	1,321 m ²
		7	西口さんかく公園	1,000 m ²
		8	柳町公園	1,897 m ²
	近隣	9	渡田新町公園	10,089 m ²
	都市緑地	10	西口さくら緑地	1,166 m ²
市営公園	都市緑地	11	川崎駅東口緑地	2,753 m ²

資料：「川崎区マップ」(令和7年10月閲覧 川崎市川崎区役所地域振興課)
「さいわいガイドマップ」(令和7年10月閲覧 川崎市幸区役所地域振興課)
「川崎の公園」(令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ)

(イ) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「第2章 2.1.6 土地利用状況」(p.63 参照)に示すとおりである。

計画地の用途地域は、商業地域に指定されている。計画地周辺の用途地域は、計画地の北、東、南側の地域は商業地域、西側は工業地域、準工業地域に指定されている。

また、計画地周辺の土地利用現況については、計画地北側、南側、東側は集合住宅用地及び併用集合住宅用地、西側は集合住宅用地が主体の土地利用となっている。また、計画地南西約50mには川崎市総合福祉センターふくふく、計画地南側約300mには川崎市立川崎小学校があり、文教・厚生用地としても利用されている。

(ウ) コミュニティ施設に係る計画等

既存資料の整理の結果、計画地及び計画地周辺におけるコミュニティ施設の新設や拡張整備などの予定はない。

(エ) 関係法令等による基準等

a. 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、「生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

(2) 環境保全目標の設定

環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準を参考として、「生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

(3) 予測、環境保全のための措置及び評価

ア. 本計画に伴って発生する児童・生徒数が義務教育施設に及ぼす影響の程度

(ア) 予測

a. 予測項目

本計画の供用時における人口の増加が、計画地周辺のコミュニティ施設に及ぼす影響の程度を把握するため、以下に示す項目について予測を行った。

・本計画に伴って発生する児童・生徒数が義務教育施設（小・中学校施設）に及ぼす影響の程度

b. 予測方法等

(a) 予測地域・予測地点

計画地の属する小学校区及び中学校区の範囲とした。

(b) 予測時期

共同住宅の供用が予定される時期とし、令和 12 年度とした。

(c) 予測条件・予測方法

① 予測条件

本計画の計画戸数は、約 305 戸を計画している。

② 予測方法

予測対象年度の各学校別の児童・生徒数の将来基礎数に、本計画から発生する児童・生徒数を加算し、増加の程度について予測した。

発生する児童・生徒数については、計画戸数に児童・生徒数発生率を乗じて算出した。

また、児童・生徒数の予測の基礎となる令和12年度の児童・生徒数（令和12年度将来基礎数）については、「川崎市教育委員会資料」より引用した。

I. 将来基礎児童・生徒数

川崎市教育委員会作成の推計値は、表4.9-3に示すとおりである。

II. 児童・生徒数及び発生の算出

本計画の供用により新たに発生する児童・生徒数は、計画戸数に児童・生徒の発生率を乗じて算出した。

1戸あたりの児童・生徒数及び発生率は、表4.9-6に示すとおりである。

なお、学校区外通学者及び私立学校通学者がないものとして予測した。

表 4.9-6 児童・生徒数及び発生率

区 分		児童数 (人)	生徒数 (人)	
①	川崎区の 学齢人口 ^{注1}	6歳	1,429	—
		7歳	1,513	—
		8歳	1,599	—
		9歳	1,656	—
		10歳	1,713	—
		11歳	1,675	—
		12歳	—	1,737
		13歳	—	1,729
		14歳	—	1,685
	合 計	9,585	5,151	
②	川崎区の総世帯数(世帯) ^{注2}	136,502		
③	川崎区の世帯人員2以上の世帯比率 ^{注3}	0.46		
④=②×③	世帯人員2以上の世帯数(世帯)	62,677		
⑤=①/④	児童・生徒の発生率	0.15	0.08	

注1) 町丁別年齢別人口（令和7年9月末日現在）

2) 町丁別世帯数及び人口（令和7年9月末日現在）

3) 世帯人員の人数別一般世帯数（川崎市）（令和2年10月1日現在・国勢調査）

世帯人員2以上の世帯数（56,422世帯）／総世帯数（122,879世帯）≒0.46

資料：「統計情報」（令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ）

「国勢調査」（令和7年10月閲覧 政府統計の総合窓口）

c. 予測結果

(a) 本計画に伴う児童・生徒数の増加

本計画における住宅の計画戸数は約 305 戸であり、令和 12 年に供用開始する計画である。本計画により発生する児童・生徒の増加人数は、次に示すとおり児童 48 人、生徒 27 人と予測する。

・児童発生数＝計画戸数×児童発生率＝約 305 戸×0.15 人/戸＝45.7 人≒46 人
 学年ごとの児童発生数＝児童発生数÷6 学年＝46÷6＝7.6 人≒8 人/学年
 児童の増加人数＝学年ごとの児童発生数×学年数＝8×6＝48 人

・生徒発生数＝計画戸数×生徒発生率＝約 305 戸×0.08 人/戸＝24.4 人≒25 人
 学年ごとの生徒発生数＝生徒発生数÷3 学年＝25÷3＝8.3 人≒9 人/学年
 生徒の増加人数＝学年ごとの生徒発生数×学年数＝9×3＝27 人

(b) 収容可能性の予測

① 川崎小学校

児童・生徒数発生率をもとに算出した川崎小学校の学年別の児童数の増加人数は、表 4.9-7 に示すとおり、令和 12 年度において 1 学年あたり平均 8 人と予測する。

令和 12 年度において川崎小学校が本計画により発生する児童数を含めて必要とする普通教室数は 16 教室と予測し、現在保有する普通教室数（17 教室）に対し、不足は生じないものと予測する。

表 4.9-7 児童数の将来予測（令和 12 年度 川崎小学校）

川崎小学校 令和 12 年度 推計	令和 12 年度 将来基礎数 ^{注1}		令和 12 年度 将来予測				
	児童数 (人)	学級数 (クラス)	増加人数 (人)	推計児童数 (人)	学級数 (クラス)	普通学級の 平均児童数 (人)	
保有教室数 (令和 8 年 4 月現在)	1 年	54	2	8	62	2	31.0
	2 年	57	2	8	65	2	32.5
	3 年	64	2	8	72	3	24.0
	4 年	73	3	8	81	3	27.0
	5 年	66	2	8	74	3	24.7
普通教室 17	6 年	73	3	8	81	3	27.0
	合計	387	14	48	435	16	—

注 1) 令和 12 年度将来基礎数は、「川崎市教育委員会資料」に基づく。本計画以外による増加人数を考慮している。

2) 学級数については、35 人の学級編制基準として算出した。

② 川崎中学校

児童・生徒数発生率をもとに算出した川崎中学校の学年別の生徒数の増加人数は、表 4.9-8 に示すとおり、令和 12 年度において 1 学年あたり平均 9 人と予測する。

令和 12 年度において川崎中学校が本計画により発生する生徒数を含めて必要とする普通教室数は 10 教室と予測し、現在保有する普通教室数（12 教室）に対し、不足は生じないものと予測する。

表 4.9-8 生徒数の将来予測（令和 12 年度 川崎中学校）

川崎中学校 令和 12 年度 推計		令和 12 年度 将来基礎数 ^{注 1}		令和 12 年度 将来予測			
		生徒数 (人)	学級数 (クラス)	増加人数 (人)	推計生徒数 (人)	学級数 (クラス)	普通学級の 平均生徒数 (人)
保有教室数 (令和 8 年 4 月現在)	1 年	88	3	9	97	3	32.3
	2 年	91	3	9	100	3	33.3
	3 年	103	3	9	112	4	28
普通教室 12	合計	282	9	27	309	10	—

注 1) 令和 12 年度将来基礎数は、「川崎市教育委員会資料」に基づく。本計画以外による増加人数を考慮している。

2) 学級数については、35 人の学級編制基準として算出した。

(イ) 環境保全のための措置

本計画による計画地周辺のコミュニティ施設への影響を低減するため、次のような措置を講ずる計画である。

- ・本計画の実施にあたっては、新たに発生する児童・生徒数が、小・中学校施設に及ぼす影響を低減するために、川崎市に対して、事業計画の内容を事前に報告するとともに、供用後の児童・生徒数の増加に関連する住戸の入居状況等の報告を早急に行う。

(ウ) 評価

義務教育施設については、本計画により増加する児童の人数は 48 人、生徒の人数は 27 人と予測する。

川崎小学校については、本計画により増加する児童数を含めて必要とする普通教室数は 16 教室と予測し、現在保有する普通教室数（17 教室）に対し、不足は生じないものと予測する。

川崎中学校については、本計画により増加する生徒数を含めて必要とする普通教室数は 10 教室と予測し、現在保有する普通教室数（12 教室）に対し、不足は生じないものと予測する。

本計画の実施に伴う児童・生徒数の増加については、川崎市による事前対応が必要であるため、児童・生徒数の増加に関連する住戸の入居状況等の報告を早急に行う。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。

イ. 本計画に伴う人口の増加が集会施設に及ぼす影響の程度

(ア) 予測

a. 予測項目

本計画の供用時における人口の増加が、計画地周辺のコミュニティ施設に及ぼす影響の程度を把握するため、以下に示す項目について予測を行った。

- ・本計画に伴う人口の増加が集会施設に及ぼす影響の程度

b. 予測方法等

(a) 予測地域・予測地点

計画地及びその周辺地域とした。

(b) 予測時期

共同住宅の供用時とした。

(c) 予測条件・予測方法

① 予測条件

本計画では、共同住宅内に共用スペースを確保する計画である。

② 予測方法

現況調査で整理した計画地周辺の集会施設の状況と本計画の実施に伴う人口増加及び整備される集会施設の状況を比較し、既存の集会施設への影響を予測する方法とする。

c. 予測結果

本計画の供用時には、住宅居住者による集会需要の発生を予測するが、集会在可能な住居用共用スペースを確保する計画であり、計画地周辺の集会施設の利用に著しい影響を及ぼすことはないと予測する。

(イ) 環境保全のための措置

本計画による計画地周辺のコミュニティ施設への影響を低減するため、次のような措置を講ずる計画である。

- ・住居用共用スペースには、机や椅子、パーテーション等を適切に設置することにより、居住者による各種集会等の利用を図る。

(ウ) 評価

本計画の供用時には、住宅居住者による集会需要の発生を予測するが、集会施設については、計画地内に集会在可能な住居用共用スペースを確保し、居住者による各種集会等の利用を図る計画であり、本計画による人口の増加が周辺の集会施設の利用に著しい影響を及ぼすことはないと予測する。

また、住居用共用スペースには、机や椅子、パーテーション等を適切に設置することにより、居住者による各種集会等の利用を図る。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。

ウ．本計画に伴う人口の増加が公園等に及ぼす影響の程度

(ア) 予測

a．予測項目

本計画の供用時における人口の増加が、計画地周辺のコミュニティ施設に及ぼす影響の程度を把握するため、以下に示す項目について予測を行った。

- ・本計画に伴う人口の増加が公園等に及ぼす影響の程度

b．予測方法等

(a) 予測地域・予測地点

計画地及びその周辺地域とした。

(b) 予測時期

供用時とした。

(c) 予測方法

① 予測条件

計画地周辺の公園は、「c．公園等」(p. 347)に示すとおりである。

② 予測方法

現況調査で整理した計画地周辺の公園等の状況及び本計画の事業計画を比較する方法とする。

c．予測結果

本計画の供用時には人口の増加により公園等の需要の発生を予測するが、計画地周辺には複数の街区公園が存在していることから、本計画の実施に伴って計画地周辺の公園等に影響を及ぼすことは少ないと予測する。

(イ) 環境保全のための措置

本計画による計画地周辺のコミュニティ施設への影響を低減するため、次のような措置を講ずる計画である。

- ・計画地の西側および東側に公開空地を確保し、多目的な憩いの場としての利用を促す計画である。

(ウ) 評価

本計画の供用時には人口の増加により公園等の需要の発生を予測するが、本計画では、計画地の西側および東側に公開空地を確保する計画であり、居住者及び地域住民の憩いの場等として利用されるものと予測する。従って、本計画の実施に伴って計画地周辺の公園等に影響を及ぼすことはないと予測する。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。

